

2024

公務災害認定実務研修テキスト
令和6年度版



目次

| | |
|---------------------------|------|
| 1 地方公務員災害補償制度と基金の役割について | P 2 |
| 2 任命権者（所属部局の長）の役割 | P 2 |
| 3 補償及び福祉事業の種類 | P 2 |
| 4 災害発生から認定請求まで | P 3 |
| 5 公務災害について | P 3 |
| 6 通勤災害について | P 6 |
| 7 第三者加害について | P 8 |
| 8 認定請求書作成前の注意 | P 9 |
| 9 認定請求書類様式等 | P 10 |
| 10 公務災害防止対策実施報告書について | P 12 |
| 11 治ゆについて | P 12 |
| 12 平均給与額について | P 12 |
| 13 問い合わせ先 | P 13 |
| 資料1 医療機関用申立書の例 | P 14 |
| 資料2 認定請求に必要な添付書類 | P 15 |
| 資料3 公務災害・通勤災害認定請求書チェックシート | P 16 |
| 資料4 認定請求書提出遅延理由書の例 | P 17 |
| 資料5 認定・補償等 Q&A | P 18 |

〔略称〕

地方公務員災害補償基金 → 基金

地方公務員災害補償法 → 法

地方公務員災害補償法施行規則 → 施行規則

地方公務員災害補償基金業務規程 → 業務規程

1 地方公務員災害補償制度と基金の役割について

地方公務員災害補償制度は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合にその災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

地方公務員災害補償基金は、地方公務員災害補償法（昭和42年施行）によって設置された法人で、地方公務員等が公務災害又は通勤災害を受けた場合、被災した職員の所属する地方公共団体等に代わって補償の実施にあたる機関です。基金は、本部と支部によって構成されており、公務災害・通勤災害かどうかの認定、各種補償の決定及びその支払い等の具体的事務処理は、支部で行っており、基金の補償の実施に必要な財源は、各地方公共団体等からの負担金によって賄われています。

※基金による補償の対象となる職員：常勤職員、再任用短時間勤務職員、常勤的非常勤職員 等

2 任命権者（所属部局の長）の役割

法令等で定められている任命権者の役割

- | |
|---|
| ◆ 公務災害・通勤災害の認定に関して任命権者が意見を付すること（法第45条第2項） |
| ◆ 公務災害・通勤災害認定請求書の記載事項について所属部局の長が証明をすること (業務規程第7条第2項) |
| ◆ 各種の請求書について任命権者を經由すること（施行規則第30条第1項及び第2項） |
| ◆ 被災職員が補償請求その他の手続を行うにあたり、任命権者は指導・助言をすること (施行規則第49条) |

基金は、本来、任命権者が行うべき補償の実施をその任命権者に代わって行うものとされていることから明らかなように、補償の実施に当たっては、所属部局の長や任命権者の役割が重要です。

法令等では、上のような規定を置き、補償手続の各過程で任命権者の積極的な関与を求めています。これ以外にも所属部局の長や任命権者は、被災職員の状況等を速やかに把握し、適正な補償が受けられるように被災職員等を積極的に指導・援助することが大切です。

被災職員が各種補償（療養補償除く）の請求を行う際には、平均給与額の算定を行っていただきます。

3 補償及び福祉事業の種類

＜補償＞被災職員又は遺族の受けた損失の補填を目的として行われる基本的給付

| | |
|--------------|--|
| ① 療養補償 | 診察費、薬剤費、処置料、移送費等の治療に要する費用 |
| ② 休業補償 | 療養のため勤務できず、給与を受けられないときに支給 |
| ③ 傷病補償 年金 | 療養開始後1年6か月を経過した日において、傷病が治ゆせず、傷病の程度が施行規則定める傷病等級（第1級～第3級）に該当するときに支給 |
| ④ 障害補償 | 傷病の治ゆ後、障害等級に該当する障害が残ったと認められるときは、年金又は一時金を支給（障害等級 第1級～第7級：年金、第8級～第14級：一時金） |
| ⑤ 介護補償 | 年金の支給事由となった障害により、常時又は随時介護を受けている場合に支給 |
| ⑥ 遺族補償 | 職員が死亡した場合に、その遺族等に対して年金又は一時金を支給 |
| ⑦ 葬祭補償 | 葬祭を行った方に対して、一定の額を支給 |

上記のほか、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族年金前払一時金があります。

＜福祉事業＞被災職員（遺族）の社会復帰の促進及び援護のため、補償の補完として行われる付加的給付

| |
|---|
| ①外科後処置、②補装具、③リハビリテーション、④アフターケア、⑤休業援護金、⑥在宅介護を行う介護人の派遣、⑦修学援護金、⑧就労保育援護金、⑨傷病特別支援金、⑩障害特別支援金、⑪遺族特別支援金、⑫障害特別援護金、⑬遺族特別援護金、⑭傷病特別給付金、⑮障害特別給付金、⑯遺族特別給付金、⑰障害差額特別給付金、⑱長期家族介護者援護金 |
|---|

4 災害発生から認定請求まで

災害補償の手順は次のとおりです。

- (1) 被災職員又はその遺族等は、公務災害認定請求書を所属を經由して任命権者に提出する。
- (2) 任命権者は、当該災害の認定に関して意見を付し、提出された請求書の記載内容を点検し、所要の証明等を行い基金支部長に送付する。
- (3) 基金支部長は、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定し、その結果を請求者及び任命権者に通知する。
- (4) 被災職員又はその遺族等は、任命権者を經由して、基金支部長に対し各種補償(傷病補償年金を除く。)の請求を行う。
- (5) 公務災害又は通勤災害と認定した災害に係る各種補償の請求に対しては、それぞれ法の定めるところに従い、現物給付又は金銭給付の形で基金支部が補償を実施する。

- ① 災害発生の報告を受けたら
報告が医療機関受診前であれば、被災職員に以下のことを指示する。
ア 医療機関へは、「公務災害として申請するつもりである」の旨を伝え、診療代金の支払保留を依頼すること。
イ 医療機関から共済組合員証等を使用し本人負担分を支払うように言われた場合は、医療機関の方針に従い、発行された領収証は保管をすること。(公務上認定決定後に基金に請求できません。)
ウ 医療機関から「公務災害認定請求中の申立書」の提出を依頼された場合は後日作成をすること。(資料1「医療機関用申立書」を参考に作成してください。)
- ② 医療機関受診後、被災職員、現認者等に災害発生状況について聞き取りを行い、次のア、イについて検討する。
ア 公務災害なのか、通勤災害なのか(5、6で詳細を説明)
イ 第三者加害事案に該当するか(7で詳細を説明)
- ③ ②の確認後、被災職員に、公務(通勤)災害認定請求の意思を確認し、該当する認定請求書類の作成を指導する。(8、9で詳細を説明)
- ④ 被災職員から提出された書類を確認し、任命権者の意見を記載の上、基金へ提出する。

5 公務災害について

公務災害と認定されるための要件は「公務遂行性」と「公務起因性」が認められることです。

※ 公務遂行性：職員が公務に従事し任命権者の支配管理下にある状況でその災害が発生したこと。

※ 公務起因性：公務と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること。

① 公務遂行性について

▲公務遂行性が認められる場合の例

- ・通常業務中
- ・臨時に割り当てられた業務(研修、定期健康診断)
- ・職務遂行に伴うと認められる合理的行為(生理的必要行為、公務達成のための善意行為等)
- ・職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為(勤務時間の始めや終わりの更衣、点検など)
- ・出張、赴任期間(ただし、合理的な経路又は方法によらない場合を除く。)
- ・地方公務員法第42条の規程に基づき、任命権者が企画・実施したレクリエーション
- ・公務の性質を有する通勤(長期研修命令を受け、研修施設に通勤する場合等)
※通勤災害と間違えやすいので注意 長期研修命令…概ね1か月以上

▲公務遂行性が認められない具体例

- ・定期健康診断の結果、精密検査を受けるように指導され、自主的に精密検査を受けに行った際の負傷
- ・地方公務員法第42条の規程に基づいて開催されるバレーボール大会の前日に、練習をしていた際の負傷
- ・勤務時間中に、自身の預金を引出そうと庁舎内の銀行ATMに向かう途中、転倒した際の負傷

② 公務起因性について

災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して相対的に有力な原因であると認められる場合に「公務起因性」があると判断されます。

転倒したとか重量物（20kg以上）を持ったなどの具体的なアクシデントがなく、日常的な動作を行っている際に発症した傷病は、加齢、素因、既往歴等が主な原因であることが多く、公務外の災害と認定される場合があります。

また、疾病事案については、それが公務に起因して発生したものであるかどうかを判断することが難しく、追加調査等が必要になるため、負傷に比べて認定までの日数が長期化します。

▲公務起因性が認められる傷病の具体例

- ・教員が授業のために、職員室から教室へ校舎内を移動していたところ、階段の段差を踏み外し転倒した際の負傷
- ・土木作業員が公園内の建設現場で確認作業中に、蜂に刺された際の負傷

▲公務起因性が認められない具体例

- ・勤務時間内に持病の高血圧が主な原因で倒れた

＜疾病事案の認定要件（概要）＞ ※詳細は「地方公務員災害補償基金関係通達集」を参照のこと

【腰痛】

腰痛は、公務遂行中に発症したのもでも、直接、公務が起因しているのではなく、加齢や日常生活の動作等により発症するものがあるため、認定の判断が難しい疾病の一つです。

公務災害における腰痛事案は、発生原因により次のとおり区分されています。

1 災害性の原因による腰痛

公務上の負傷に起因して発症した腰痛で、次の①から②に掲げる要因のいずれをも満たしているものは、公務上の災害として認められる。

- ①腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。
- ②腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

2 災害性の原因によらない腰痛

(1) 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内）従事する職員に発症した腰痛で、業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするもの

- ①重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
- ②腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
- ③腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務

(2) 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に

負担のかかる業務)に相当長期間(おおむね10年以上をいう。)にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性(高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等)が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするもの

【上肢業務に基づく疾病】

上肢等に過度の負担のかかる業務(以下「上肢業務」という。)によつて、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害(以下「上肢障害」という。)については、次のいずれの要件を満たし、医学上療養が必要と認められる上肢障害は、公務上の災害として認められる。

- ①上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
- ②発症前に過重な業務に従事したこと。
- ③過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。

〈代表的な診断病名〉

書痙、書痙様症状、腱炎、腱鞘炎、手関節炎、上腕骨外(内)、上顎炎、頸肩腕症候群、肘部管症候群、回外(内)筋症候群、手根管症候群など

【心・血管疾患及び脳血管疾患】

1 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等の病態を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷(以下「過重負荷」という。)を受けていたことが明らかに認められること。

- (1) 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
- (2) 発症前に、通常の日常の職務(被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であつて、1日当たり平均概ね8時間(1週当たり平均概ね40時間)の勤務内に行う日常の職務をいう。以下同じ。)に比較して特に過重な職務に従事したこと。

2 過重負荷を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること。(通常は、過重負荷を受けてから24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾患の発症機序等に応じ、鑑別を行う。)

〈対象となる疾患〉

| | |
|--------|---|
| 心・血管疾患 | ①狭心症、②心筋梗塞、③心停止(心臓性突然死を含む。)、④重症の不整脈(心室細動等)、⑤重篤な心不全、⑥肺塞栓症、⑦大動脈解離 |
| 脳血管疾患 | ①くも膜下出血、②脳出血、③脳梗塞、④高血圧性脳症 |

【精神疾患等】

次の1及び2の要件をいずれも満たして発症したときに、公務上の災害として認められる。

1 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

具体的に、次の(1)又は(2)のような事象を伴う業務に従事したことをいう。

- (1) 人の生命にかかわる事故への遭遇
- (2) その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

2 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

【熱中症】

次に掲げる要件を満たすこと。

- ①エネルギー消費量の多い運動を行っていること。
- ②高温・高熱の条件下にあること。(単に気温の高低のみで判断せず、湿度や服装の状況等も含めて総合的に判断)

6 通勤災害について

通勤災害とは、職員が (a) 勤務のために、(b) 住居と (c) 勤務場所との間を (d) 合理的な経路及び方法による移動（公務の性質を有するものを除く。）に起因して起こった災害をいいます。通勤途中での合理的な経路の逸脱、又は往復行為の中断については確認が必要となります。

逸脱・中断が始まった瞬間から (e) 逸脱・(f) 中断の間及びその後の移動中の災害は通勤とはみなしません。ただし、その逸脱又は中断が (g) 日常生活上必要な行為で最小限度のものである場合には、その間を除き、経路に復した後は、通勤となります。

—用語の説明—

(a) 「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動のことをいう。

【「勤務のため」と認められない例】

- ①出勤途中で自己の都合により引き返す場合
- ②休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を移動する場合
- ③勤務終了後相当時間にわたり運動等の私用を弁じた後、帰宅する場合

(b) 「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、単身赴任者の自宅、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいう。

【「住居」と認められない例】

- ①地方出身者の一時的帰省先
- ②単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族が住む自宅
- ③家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(c) 「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいう。

【「勤務場所」と認められない例】

- ①同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

(d) 「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいう。

【「合理的な経路」と認められない例】

- ①交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
 - ②通行が禁止された場所を歩行する経路
 - ③自動車で、高校生の子供を最寄り駅まで送っていく経路
- ※共稼ぎの職員が子供を託児所等に連れていく場合の経路については合理的経路と認められます。

【「合理的な方法」と認められない例】

- ①運転免許を有しない者が運転する自動車を利用する場合
- ②飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合
- ③自動車専用道路など歩行が禁止されている場所を歩いて通行する場合
- ④特段の事情がなく社会通念上自転車を利用することが相当でない距離を自転車で通行する場合

(e) 「逸脱」とは、通勤と関係ない目的で合理的な経路からそれることをいう。

(f) 「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいう。

【「逸脱」又は「中断」に該当しない例】

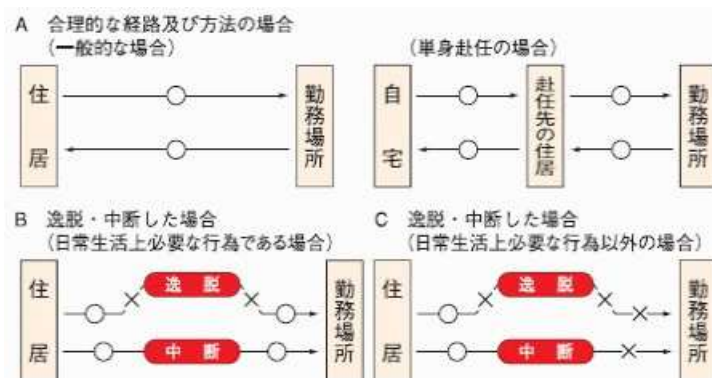
- ①経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合
- ②経路上又は駅構内の売店で、ソバ、コーヒ一等立食、立ち飲みする等のささいな行為

(g) 「日常生活上必要な行為」とは主に次のような行為をいう。

- ①スーパーでの飲食料品を購入する行為
- ②書籍や文具を購入する行為
- ③クリーニング店に立ち寄る行為

- ④病院において診療を受ける行為
- ⑤理髪店や美容院に行く行為
- ⑥単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内で仮眠をとる場合

※通勤の範囲を図示すると次のようになります。（○＝通勤に該当、×＝通勤に非該当）



※中断・逸脱に係る具体的事例

事例①：被災職員は、出勤途上、通常の通勤経路から外れた場所にあるコンビニエンスストアで昼食用の弁当を買った後、通常の通勤経路に復する前に、交通事故に遭い負傷した。この場合通勤災害として認められるか。なお、被災職員の勤務公署及びその周辺に食堂はなく、昼食を買えるような商店も近所がない。

回答：本件において、弁当を買うという逸脱の目的は上記5の（g）に該当し、また、通勤経路上及び勤務公署付近には食堂及び弁当を購入できる店がないことから、やむを得ず通常経路から逸脱したものと認められるものであるが、通常の通勤経路に復する前であり、逸脱中の災害であることから、本件は通勤による災害に該当しない。

事例②：被災職員は、勤務終了後、自宅と反対方向にある図書館に寄り本を借り、その後、DVDを借りるためにビデオ店に寄った後、通常の通勤経路に戻り帰宅中に、交通事故により負傷したものである。なお、図書館、ビデオ店は、隣接しており、勤務公署からの所要時間は約15分。滞在時間は、図書館で約10分、ビデオ店で約1時間30分であった。

回答：本件は、以下の理由により、通勤による災害には該当しないものと認定されるものである。上記5の「通勤災害について」の記述の中で、『当該逸脱又は中断が、「日常生活上必要な行為」で最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤による災害とされるものである。』とあるが、本件は、本人が退勤途中に図書館及びビデオ店に寄った後、通常の通勤経路に復した後で災害に遭っているため、当該行為について—

— 図書館について—

上記5の（g）「日常生活上必要な行為」の『通勤範囲事例』（総務省安全厚生室長通知）において、図書館に立ち寄る行為を直接論じたものはないが、日用品の購入に該当する行為で「文房具、書籍」が認められていることから、これに準じたものと取り扱うことが相当であると認められ、経路に復した後は通勤とする行為として認められる。また、図書館における滞在時間も10分程度であることから、時間的にも最小限度のもものと認められる。

— ビデオ店について—

ビデオ店に立ち寄る行為についても直接論じたものはないが、各家庭においてDVDソフトを借り、観賞することは日常生活において一般的になってきていることから、社会通念上、日用品の購入に準ずる行為として認められる。しかしながら、本件においては、ビデオ店における滞在期間は1時間30分にも及んでおり、借りようとするDVDを選択する時間としては著しく長い時間であることから、時間的には最小限度のもものと認めることはできない。

以上のことから、本人は通勤経路上で災害に遭ってはいるものの、ビデオ店に長時間滞在したことによって逸脱しているものと認められることから、通勤による災害に該当しない。

7 第三者加害について

公務遂行中又は通勤途上において、第三者による加害行為によって災害が発生した場合は第三者加害事案として公務災害認定請求を行ってください。

第三者加害事案の代表的な事例は、通勤上で交通事故にあった、勤務先で飼犬にかまれた、公務中に暴行を受けたなどがあります。

民法

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(動物の占有者等の責任)

第718条 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

加害者に責任能力が無いと基金が判断した場合には、第三者加害事案として取り扱いません。

(責任能力)

第712条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

※判例によれば、おおむね小学生以下の者をいう。

第713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

○第三者加害事案が発生したときの注意点

| | |
|---------------|--|
| 警察への届出 | 交通事故(自動車、自転車等を問わず)の場合、警察へ通報・事故届を行う。 |
| 第三者の氏名・住所等の確認 | 加害者(場合により使用者、親権者等)の住所、氏名、職業、勤務先等を確認すること。 交通事故であれば、相手方の自賠責及び任意保険会社名、保険証明書番号等を確認すること。 |
| 所属長への報告 | 災害の概要、とった措置の内容を電話連絡等により遅滞なく報告すること。 |
| その他 | 現場状況の記録、目撃者の確保等しておくこと。 できれば現場の写真を撮っておくこと。 |

<<現場での示談交渉は禁止>>

「治療費は公務災害で申請するので大丈夫」「ケガはないので大丈夫」など絶対に言わないこと。
必ず相手方の連絡先を確認してください。

○事務処理について

- ① 交通事故の場合は、被災職員に交通事故証明書を取得するよう指示してください。(認定請求書に添付が必要)
- ② 被災状況や被災職員的意思を確認し、示談(賠償)先行、補償先行の事務方針を検討してください。

▲示談先行について

基金では、原因者負担の原則に基づき、被災職員が第三者に直接損害賠償を請求する「示談先行(賠償先行)」での事務処理をお願いしています。

▲補償先行について

加害者が無資力であったり所在不明であるなど、被災職員が「示談先行」により損害賠償を受けることが困難な事由がある場合に補償先行とし、療養補償等は被災職員が基金に対して請求することとなります。この補償の範囲内で後日基金は加害者に対して求償を行います。(被災職員判断で示談を行わないでください。)

- ③ 事務方針決定後の被災職員への指示
- ▲示談先行：相手方（保険会社等）から受領した損害賠償額の領収書、内訳がわかる明細書等を保管するように指導してください。示談締結後は、示談書の写しと共に基金への提出が必要です。
 - ▲補償先行：相手方（保険会社等担当者）の連絡先を把握し、相手方から連絡があった場合は事務担当者に報告するように指導してください。
 - ▲事務方針の変更について
認定請求時の事務方針を後に変更することも可能ですが、その際は支部担当者に相談してください。

④ 第三者加害行為現状（結果）報告書の提出について

▲次のとおり必ず提出してください。

| 事案種類 | 提出のタイミング | 添付書類 |
|------|----------|---------------------------------|
| 示談先行 | ・示談締結時 | ・相手方から受領した示談書・領収証・証明書等すべての書類の写し |
| 補償先行 | ・補償終了時 | ・相手方から受領したすべての書類の写し |

8 認定請求書作成前の注意

- 資料3「公務災害・通勤災害認定請求書チェックシート」を活用し、必要な書類及び項目についてチェックしてください。なお、チェック済みのシートは認定請求書一式の一番上に添付し提出してください。
- 資料4「認定請求書遅延理由書」は、災害発生から被災職員の認定請求申請日まで2ヶ月以上経過している場合は必ず添付してください。
- 認定請求に必要な書類は被災状況によって異なるため、事務担当者が被災状況をしっかりと把握し、被災職員への確かな説明をしてください。

- ①被災職員に当該災害を公務災害（通勤災害）として基金へ請求するという意思確認をした後、認定請求書及び添付書類の作成を依頼し、受診医療機関に、公務（通勤）災害認定請求に必要な診断書1通の発行を指示してください。
- ②診断書について
- ・基金の補償対象となる診断書は原則1通分です。
 - ・被災職員が複数の医療機関を受診している場合は、支部担当者にご相談ください。
なお、自己都合による転医や重複診療は原則として必要な療養と認められず、初診料、各種検査料、療養と重複する治療費等は支給されません。
 - ・医療機関によっては、診断書代金に限り現金徴収をされる場合がありますが、その場合は医療機関の指示に従い、**発行された領収証は必ず保管**するよう指導してください。
 - ・診断書料は消費税法第6条に基づき非課税となります。診断書を取得する際は、文書料に消費税が含まれていないか確認するよう指導してください。
 - ・医療機関を受診した結果「異常なし」又は「〇〇の疑い」と診断され、確定した傷病名が付されない場合は「補償事由が発生していない」こととなり、認定請求自体ができませんのでご注意ください。
- ③請求主義と時効について
- ・地方公務員災害補償制度は被災職員の請求に基づいて補償を行う「請求主義」です。
 - ・公務災害又は通勤災害として補償を受ける権利には、時効があります。法第63条には、「補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）行わないときは、時効によつて消滅する」とされ、これ以外については民法総則の時効の規定が適用されることになります。職場で災害が発生した場合、認定請求書は早めの提出をお願いします。

9 認定請求書類様式等

※認定請求に必要な書類の大半は鳥取県庁ホームページ（とりネット）の職員支援課のページからダウンロードできます。
 ここでは、資料2「認定請求に必要な添付書類」及び資料6「公務（通勤）災害認定請求に係る様式・記載例」を参考に認定請求に必要な書類について説明を行います。
 なお、認定請求書等の記載については、資料6の記載例を参照してください。

※認定請求書「災害発生の状況」について

◎被災状況を見ていない人が客観的に読んで、具体的な被災状況がわかるような記載を指導してください。記載例をポイントごとにまとめましたので、実際に作成する際の参考にしてください。

＜記載時のポイント・記載例＞

| 記載ポイント | 事例 |
|---------------|--|
| いつ | 令和6年〇月〇日（〇）午後〇時〇分頃 |
| どこで | A市B地内火災現場で |
| 被災職員が | Cが |
| 誰と（誰に） | 同僚D、E、Fと火災現場周辺の実況見分を開始した。 |
| 何をしていた時 | Cが、現場南方を走る市道を南西から北東に向け、現場付近に対する見取図を作成しながら歩行していたところ、 |
| 何が原因で | 同市道の中央部にあった、縦1メートル×横1メートル程度の大きさの消火栓用マンホールの蓋が開いていたため、 |
| 何が起き | そのマンホールに右足を踏み外し、バランスを崩し前のめりになった。マンホールからは、消火栓の開放弁であるT字型の鉄製棒が道路上に突き出ていたため、 |
| どこをどのように負傷し | 右大腿部内側に、開放弁の先端が刺さり、その後えぐられるように負傷した。 |
| 被災職員はどのような様子で | Cはその場でうずくまっていたところを発見され、 |
| どこの医療機関を受診し | G病院を受診したところ、 |
| どのような診断をされたか | 右大腿部圧挫及び皮膚欠損と診断された。 |

◎災害発生状況の記述内容と診断傷病名に整合性があるか確認してください。

例：①診断傷病名が「右第2指切創」であるのに、災害発生状況に「左手を切った」と記載がある。

②診断傷病名が「右下腿筋挫傷」とあるのに、災害発生状況をみる限り、筋挫傷に至るようなアクシデントがない。（通常の動作をしていたにもかかわらず被災時になぜか右下腿が痛くなった）

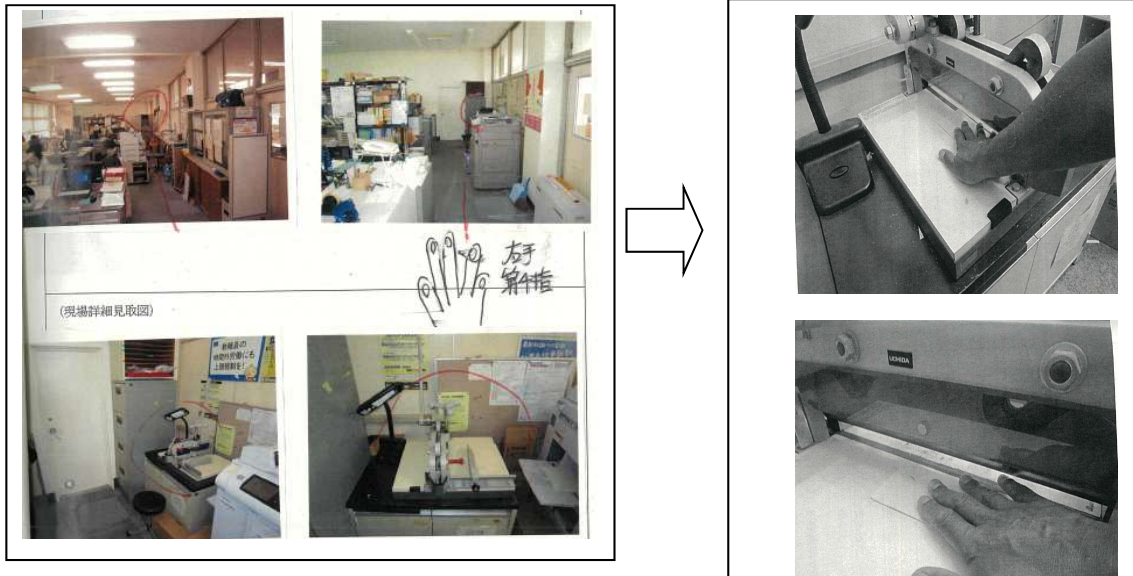
◎認定請求書に記載されている傷病名が、診断書に記載されている傷病名と相違ないか確認してください。

診断書に記載のない傷病は、認定されず、補償の対象となりません。

◎被災状況が記載文だけで把握できないと判断した場合は、必要に応じて写真やイラストなどを添付してください。

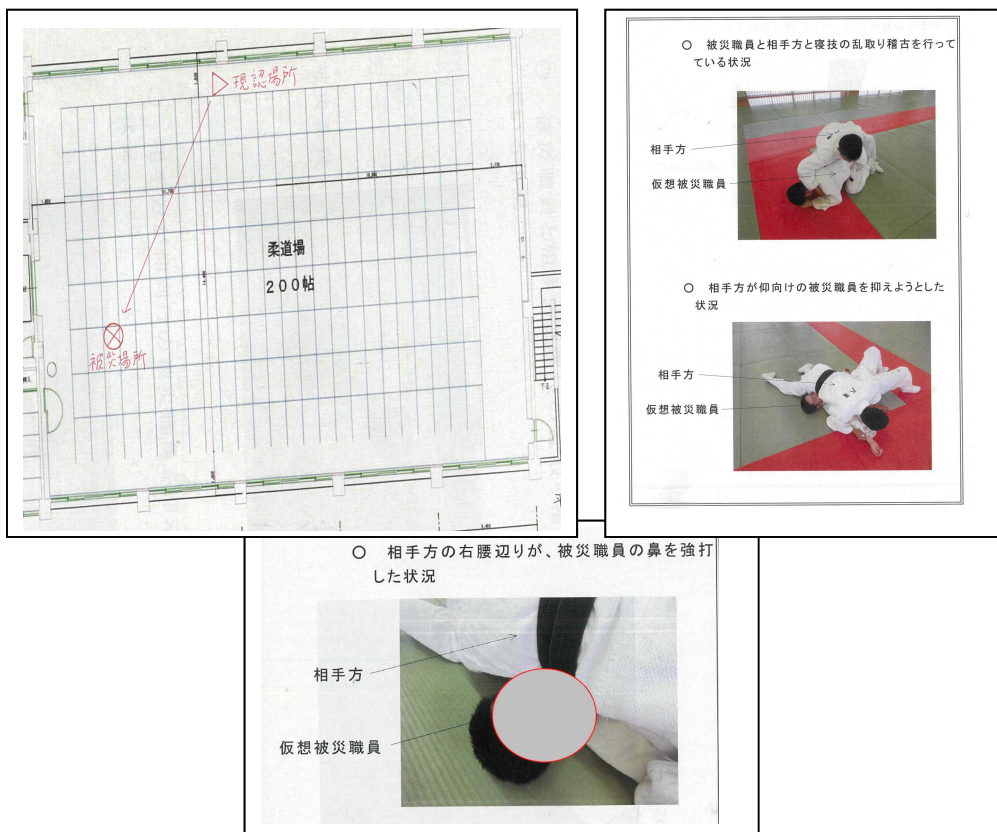
<事例①>

記載は「プリントの裁断をしていたところ、右手薬指が刃に当たり、指の爪が出血した。」のみ。
 ⇒裁断機の写真は添付されていたものの、どのような作業をしていたか？ 刃はどのように指に当たったか？ が把握できなかったため、作業時の再現写真を追加添付。



<事例②>

記載文だけでなく、再現写真、現認者の位置関係などを添付。
 ⇒再現写真やイラストを用いることにより、用具の名称や使用方法が分からない者が見ても状況が把握可能に！



10 公務災害防止対策実施報告書について

- ※ 公務災害を未然に防止するために、任命権者は公務災害が発生した場合に同様の災害が発生しないよう原因の追及や対策を講じる必要があることから、全ての事案について、「公務災害防止対策実施報告書」（資料6参照）の提出を指導していくをお願いしているところです。
- ※ **認定請求書一式に添付してください。**

◎公務災害防止対策として、どのような内容を実施した（する）のか、具体的に記載してください。

<事例>

「各自が注意する点について、周知を徹底した」

⇒どのような場面で、誰が誰に対して、どのような点を注意するのか？

例：〇月〇日の衛生委員会の際に、所属長から、各部担当者に対し、次の点について注意するよう、周知徹底した。また、再発防止のため、被災場所を含む全ての作業所の電灯の点検を行った。

- ①作業は複数人で行うこと。
- ②足場の確認を行ってから作業をすること。

11 治ゆについて

療養補償は、認定された傷病が治ゆしたときをもって終了します。災害補償制度上、「治ゆ」とは、以下の場合をいいます。

- ①完全治ゆ 傷病が完全に治ったとき
- ②症状固定 医学上一般に承認された治療方法によって傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態に達したもの

被災職員が「治ゆ」したときは、治ゆ届を提出するよう指導してください。

12 平均給与額について

「平均給与額」は、被災職員の1日当たりの給与の支給額の平均として計算した額で、休業補償をはじめ、障害補償、遺族補償等の計算の基礎となるものです。

(1) 平均給与額の算定

原則として、災害が発生した日の前3か月間に支給された給与の総額をその3か月間の総日数で除した額と、補償を受けることとなった日における給料、扶養手当、地域手当等の合計額を30で除した額のいずれか高い額が平均給与額となります。

ただし、次のようなときは平均給与額の算定方法が定められており、最も有利な額が平均給与額となります。

- ① 災害が発生した日の前3か月に支給された給与に、超過勤務手当等、勤務実績に応じて支給されたものがあるとき
- ② 災害が発生した日の前3か月間に療養するため勤務することができなかった日等があるとき
- ③ 災害が発生した日の前3か月間に給与がまったく支給されていないとき
- ④ 通勤手当等でまとめて支払われた給与があるとき
- ⑤ 災害が発生した日の属する年度の翌々年度以降に補償を受けることとなったとき

(2) 平均給与額の最低・最高限度額

傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び療養を開始してから1年6か月を経過した日以降の休業補償に係る平均給与額が、年齢階層に応じて定められている最低限度額に満たないときは最低限度額が、最高限度額を超えるときは最高限度額が平均給与額となります。

13 問い合わせ先

下記担当者まで遠慮なくお尋ねください。(令和6年6月1日現在)

—連絡先—

地方公務員災害補償基金鳥取県支部（県庁総務部行政体制整備局 職員支援課内）

電話 (0857) 26-8281…戸田、浦木
(0857) 26-7039…新田
(0857) 26-7038…藪田

| 認定決定に関すること | 担当者 |
|--------------------|-------|
| 一般事案 | 戸田・浦木 |
| 第三者加害事案 精神疾患事案等 | 新田 |

| 療養補償・医療機関に関すること | 担当者 |
|-----------------|-----|
| 全事案 | 戸田 |

| 求償免責の実務に関すること ※認定決定後 | 担当者 |
|-------------------------|-----|
| 全事案 | 新田 |

| 負担金に関すること | 担当者 |
|-----------|-----|
| | 藪田 |

※負担金の納付は、通知に記載された納付期限内にお願いします。

資料 1 医療機関用申立書の例

〇〇年〇月〇日

〇〇病院 様

〇〇町〇〇課

所属責任者名 印

下記職員に係る災害については、地方公務員災害補償基金鳥取県支部に公務（通勤）災害として認定請求中であることを申し立てます。

記

- 1 被災職員
- 2 所属名称
- 3 被災日
- 4 貴院初診日
- 5 傷病名

以上

| |
|----------------|
| 担当者名 住所、電話等 |
|----------------|

資料2 認定請求に必要な添付書類

※⑩の様式は認定担当者に直接依頼すること

| | 必要書類 | 様式の有無 | 留意事項 |
|---------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 公務災害 | ① 公務災害認定請求書 | ○ | |
| | ② 受診医療機関診断書 | × | 受診医療機関に依頼 |
| | ③ 現認書・事実証明書 | ○ | |
| | ④ 現場見取図 | ○ | ※④の余白に人体図略図を記載し、負傷部位を×印で示して下さい。 |
| | ⑤ 受診状況報告書 | ○ | |
| | ⑥ 勤務簿（出勤簿、タイムカード等）写し | × | ⑥⑦は被災職員又は所属が準備 |
| | ⑦ 事務分掌 | × | |
| | ⑧ 同意書 | ○ | 疾病事案には必ず添付 |
| | ⑨ 公務災害防止対策実施報告書 | ○ | |
| 通勤災害 | ① 通勤災害認定請求書 | | |
| | A住居と勤務場所との間の往復の場合 | ○ | |
| | B兼業及び単身赴任者の住居間の移動の場合 | ○ | |
| | ② 受診医療機関診断書 | × | 受診医療機関に依頼 |
| | ③ 現認書・事実証明書 | ○ | |
| | ④ 現場見取図 | ○ | |
| | ⑤ 受診状況報告書 | ○ | |
| | ⑥ 勤務簿（出勤簿、タイムカード等）写し | × | ⑥⑦は被災職員又は所属が準備 |
| | ⑦ 事務分掌 | × | |
| | ⑧ 同意書 | ○ | 疾病事案には必ず添付 |
| | ⑩ 通勤届け又は通勤経路図 | × | ⑩⑪は被災職員が準備 |
| ⑪ 被災時の通勤経路図 | × | ※地図上に経路を赤ペン等で表示してください。 | |
| 第三者加害事案 | 示談先行の場合 | | |
| | ⑫ 第三者加害報告書 | ○ | |
| | ⑬ 事故発生状況報告書（交通事故の場合） | ○ | |
| | ⑭ 交通事故証明書（交通事故の場合） | × | ⑭は自動車安全運転センター発行のもの |
| | ⑮ 念書兼同意書 | ○ | |
| | 補償先行の場合（⑫⑬⑭⑮は示談先行と同様） | | |
| | ⑯ 補償先行申出書 | ○ | |
| | ⑰ 確約書 | ○ | |
| | ⑱ ⑰の確約書を第三者に記載依頼できない場合に提出するもの | | |
| | ア 確約書不提出理由書 | ○ | |
| | イ 交渉経過報告書 | ○ | |
| | ウ 損害賠償義務者に関する調書 | ○ | |
| | 示談後、治め後等に提出するもの | | |
| ⑲ 第三者加害行為現状（結果）報告書（示談先行、補償先行共通） | ○ | ※示談先行事案は、示談書の写し、損害賠償明細等を添付のこと。 | |

資料3 公務災害・通勤災害認定請求書チェックシート

認定請求書（様式第1号、様式第2号、様式第2号の2）

- 請求年月日の記入はあるか
- 氏名にふりがなの記入はあるか
- 共済組合員証の記号番号の記入はあるか
- 傷病名は、診断書に記載されている傷病名が正確に記入されているか
- 災害発生の状況は要点を整理した内容で、受傷時の状況から医療機関の受診までの経過が記入されているか
- 通勤災害の場合は、勤務開始時刻、終了時刻等が記入されているか
- 所属部局長の証明欄が記入されているか
- 任命権者の意見欄に意見が記入されているか

診断書（医療機関の様式）

- 原本が添付されているか（コピーの場合、所属長が原本証明すること。また、診断書料は基金から支払われない）

現認書・事実証明書（別記様式第1号）

- 現認者がある場合は、現認書となっているか
- 現認者・証明者の氏名、押印があるか
- 現認書の場合は、災害当時の状況がわかりやすく記載されているか
- 事実証明書の場合は、誰からいつ災害の報告を受けたかの記載がされているか、証明者は所属長または課長級以上の者となっているか

現場見取図及び被災状況図（別記様式第2号）

- 災害発生場所がはっきりわかるようになっているか
- 災害発生の場面、状況がわかるように図示されているか（再現写真でも可）
- 余白に負傷部位のイラストが示されているか（別紙作成可）

その他の書類

- 事務分掌表、出勤簿写しの添付があるか（時間外勤務簿、出張命令簿の添付はあるか）
- 受診状況報告書の添付はあるか
- 災害発生から本人の請求年月日まで2ヶ月以上経過している場合、「遅延理由書」の添付があるか
- 同意書の添付はあるか（疾病事案の場合は必須）
- 公務災害防止対策報告書又は同内容の書類の添付はあるか

◆ 通勤災害の場合の通勤経路図等添付書類について

≪ 通常の通勤経路上で災害が発生した場合 ≫

- 通勤届（写）の添付はあるか。
- 被災時の通勤経路図の添付はあるか、また、経路図上には自宅、勤務場所、災害発生場所、経路の記載があるか
※通勤届が提出できない場合は、通勤経路図の添付のみでも可。

≪ 通常経路以外の通勤経路上で災害が発生した場合 ≫

- 通勤届（写）の添付はあるか。
- 通常の通勤経路図の添付はあるか、また、経路図上には自宅、勤務場所、経路の記載があるか
※通勤届が提出できない場合は、通常の通勤については経路図のみでも可。
- 被災日の通勤経路図の添付はあるか、また、経路図上には自宅、勤務場所、災害発生場所、経路の記載があるか
- 被災日の通勤経路図の余白又は別紙等に、被災日に当該経路を用いた理由等についての記載があるか

◆ 第三者加害事案の書類

A 第三者加害事案全員並びに示談先行事案に添付する書類

- ① 第三者加害報告書は添付されているか
- ② 念書兼同意書は添付されているか
- ③（交通事故の場合のみ）交通事故証明書
- ④ 事故発生状況報告書は添付されているか

B 第三者加害事案 補償先行事案に添付する書類

◆ 第三者加害事案・補償先行で確約書が取得できた場合（A + ⑤⑥）

- ⑤ 補償先行申出書は添付されているか
- ⑥ 確約書は添付されているか

◆ 第三者加害事案・補償先行で⑥確約書が取得できない場合（A + ⑤⑦⑧⑨）

- ⑦ 確約書不提出理由書は添付されているか
 - ⑧ 交渉経過報告書は添付されているか
 - ⑨ 損害賠償義務者に関する調書は添付されているか
- } ⑥の代替書類として必ず必要

資料4 認定請求書提出遅延理由書の例

私が、〇〇年〇月〇〇日に発生した災害に関し公務災害認定請求をするにあたり、書類等の提出が遅延した理由は次のとおりです。

- 1 当初、公務災害という認識がありませんでした。
- 2 1のため所属に連絡せず私傷病と考えていました。
- 3 予算、議会等で公務多忙なため、請求書等の作成が遅れました。

〇〇年〇月〇〇日

〇〇市〇〇〇課 △△ △△ ⑩

地方公務員災害補償基金鳥取県支部長 様

資料5 認定・補償等 Q&A

◎認定

Q 1：被災職員が右手を負傷し認定請求書類の作成ができない場合、代筆は可能か。

回答：認定請求を行う場合は、原則として補償を受ける権利を有する者（被災職員本人）が行うものとされていますが、何らかの理由で被災職員本人が申請書類の作成ができない状態にある場合、被災職員にかわって所属、配偶者等が記載してもかまいません。ただし、内容は必ず被災職員本人が確認し、被災職員本人の署名欄下あるいは別紙に、代筆者の氏名と続柄を記載してください。

Q 2：自宅から自家用車で直接、出張地に出向いていた際に交通事故に遭ったが公務災害になるか？

回答：特別な場合（任命権者が自家用車の使用を禁止しているにもかかわらず自家用車を使用した場合等）を除き、自宅から直接出張地に赴く合理的理由が認められる場合は公務災害として認められます。（通勤災害ではありません。）

Q 3：普段は通勤届の通路を使用して通勤しているが、交通渋滞のため迂回路を通って通勤したところ事故にあった。通勤災害として認められるのか。

回答：一般的に、通勤に用いる経路は1通りとは限らず、複数の経路が考えられます。交通渋滞、道路工事等迂回路が社会通念上、時間的・距離的に合理的経路である場合には通勤災害として認められます。この場合、認定請求書の災害発生状況欄に迂回路を選択した理由を記載してください。

Q 4：自宅から勤務庁舎まで約20kmの距離があるが、体力増進のために自転車で通勤していたところ事故にあった。この場合、通勤災害として認められるのか。

回答：一般に自転車による通勤は、経験則上、通勤のための手段として適当であり、かつ、安全である合理的手段と認められるものです。しかし、質問の事例のように、長距離である場合は、当該通勤に自転車をを用いることが、公共交通機関や自動車通勤する場合と比較し、距離面・時間面・安全面・利便性等において合理的であると認められることが必要です。このような事案が請求された場合、被災職員が自転車を通勤手段として用いた理由を、認定請求書の災害発生状況欄に記載するか、下記のような別紙を作成し添付してください。

自転車通勤について

私〇〇〇〇が、〇〇市△△町（自宅）～〇〇市▲▲町（勤務庁舎）間を自転車で通勤したことについて、下記①～③を比較し、時間面・安全面で合理的な通勤手段であると考えます。

①・自転車利用の場合の所要時間：約30分

・道路状況及び安全性：路幅の広い見通しのよい国道を走行。

②・バス又はJR利用の所要時間：約50分

（自宅前～最寄りバス停まで徒歩10分 →バス停～最寄りJR駅までバス約10分→JR最寄り駅～▲▲駅まで電車約10分 → ▲▲駅～勤務庁舎まで徒歩約10分）

・道路状況及び安全性：天候によって所要時間と乗り換えが負担である。退勤時は、時間帯によってバス及びJRがない場合があり利便性は良いとはいえない。

③・自家用車利用の場合：個人の自家用車がないため自動車通勤不可能

Q 5：通勤時に後続車から一方的に追突され負傷したが、相手方加入の保険会社から治療費等を全額負担するとの内容で示談した。この場合、通勤災害として基金に申請するメリットはあるのか。

回答：質問の事例のように、第三者から治療費が支払われる場合、通勤災害には認定されても基金から治療費は支払われません。これだけでは、被災職員にメリットが無いように思われますが、症状固定後に後遺障害が残存し、基金に障害補償等の申請をした場合には障害補償に関する福祉事業として援護金等が支払われることがありますので、被災職員には、よく考慮されるよう指導をお願いします。

Q 6 : 被災職員が、医療機関を転医したと知っているが、転医届は必要か。

回答：通院困難である場合など、転医理由によります。初診医療機関から転医先への紹介状を渡され、転医した場合は転医届の提出は必要ありません。

セカンドオピニオン等、個人的理由により別医療機関を受診する場合は、重複診療となるため、補償対象外になる場合がありますので、支部へ相談してください。また、転医した場合は転医先病院の受診状況報告書も併せて作成してください。

Q 7 : いつの時点から常勤的非常勤職員と認められるか。

回答：常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12か月を超え、その後も引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされている職員につき、その勤務が12か月を超えるに至った日から常勤的非常勤職員と認められます。

◎補償

Q 1 : 公務災害傷病で手術入院をすることとなったが、普通室ではなく個室に入りたいと思っている。個室利用代金は療養補償対象となるのか。

回答：療養補償は原則として差額ベッド代金が発生しない部屋（普通室）を利用した場合対象となります。個室利用が療養上の理由によるものの場合は医療機関の証明が必要ですので、支部に相談してください。

Q 2 : 治ゆ届の治ゆ年月日はいつの時点を入力すればよいのか。

回答：最終通院日又は最終通院日が属する月の末日を治ゆ日としてください。

Q 3 : 医療機関で治療を受けていたが、主治医から「障害が残っているがこれ以上治療しても症状の改善はみられないと思うので、通院する必要はない」と言われた。どうすればよいのか。

回答：治ゆ(症状固定)した時点で障害が残存した場合、障害等級1～14級に該当するものであれば、障害補償として年金又は一時金が支給されます。障害補償請求を開始する前に、どの程度の障害が残存しているのか、主治医からどのように診断されているのかについて確認が必要ですので、このような相談があった場合は、支部に相談してください。

Q 4 : 療養補償費を本人負担として支払ったが、領収証原本を紛失してしまった。どうすればよいのか。

回答 領収証原本を紛失した場合、領収書の再発行、もしくは領収証に替わる「医療費支払証明書」の添付が必要です。

これらの発行手数料は、基金の補償対象外となるため、基金への請求はできません。

また、この医療費支払証明書の文書料金は、医療機関ごとに金額が異なりますので、まずは受診先医療機関へお問い合わせください。

Q 5 : 負傷後かかりつけのA医院に行ったところB病院を紹介され、B病院へ転医した場合の診断書はどちらの診断書を用意すればいいですか。

回答 A医院とB病院とで治療病名が同じ場合、検査設備が整備されたB病院へ転医し、今後とも治療をしていくと考えられることから、B病院の診断書を提出してください。診断名は確定診断名にしてください。（疑い病名では認定できません）

なお、受診状況報告書はA・B両方の病院分を作成してください。

Q 6 : 仕事を休んで受診した場合、休業補償の対象か。

回答 休業補償は、次の(1)～(3)の全てを満たしていることが支給要件となります。

なお、補償請求にあたっては、(1)には医師の証明、(2)には任命権者の証明が必要となります。

(1) 公務（通勤）災害による傷病のため療養している。

(2) 療養のため勤務することができない。

（例：勤務日に医療機関への受診のために仕事を休んだ（一部休業を含む）等）

(3) 給与を受けていない。